

【変更理由書】

変更理由書

長野市では、生活環境の改善や水質保全等都市活動を支える上で必要不可欠である汚水処理施設を、行政区域全体について地域特性や経済性などを考慮し、下水道及び農業集落排水処理施設などの集合処理で対応する区域と、合併処理浄化槽など個別処理で対応する区域に分け施設整備を進めている。

昭和 28 年 3 月に単独公共下水道（東部処理区）として、市街地中心部（長野駅から善光寺周辺）の約 261ha を対象に下水道排水区域を定め、公共下水道事業の整備を進めた。また、昭和 34 年 11 月に川合新田汚水処理場の供用を開始し、昭和 56 年 8 月には東部浄化センターの供用を開始した。更に、流域関連公共下水道として、昭和 61 年 11 月に下流処理区 190ha、平成 3 年 1 月に上流処理区 720ha の都市計画決定を行った。

その後、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ随時区域拡大を行い、令和 5 年 3 月に東部処理区 3,206ha、下流処理区 2,601ha、上流処理区 3,638ha に区域の変更を行った。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 6 年に長野地区の農業集落排水の供用を開始するなど、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 7 年度末には長野市の汚水処理人口普及率は 98.3%となった。

今回は、都市施設の変更や開発等に伴い土地利用状況が変化したため、以下の都市計画下水道の変更を実施したい。

- ・篠ノ井東福寺地区の一部区域において、長野都市計画公園 6・5・2号 南長野運動公園の区域の変更に伴い、下水道排水区域へ編入し、汚水処理の適正化を図るもの
- ・大字大豆島地区及び大字風間地区の一部区域において、長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）の南側に新たな産業団地を形成することに伴い、下水道排水区域へ編入し、下水処理の適正化を図るもの
- ・川中島町御厨地区の一部の下水道未整備区域を下水道排水区域へ編入し、汚水処理の適正化を図るもの